系統金融機関向けの総合的な監督指針

本編

令和８年11月

金融庁銀行・証券監督局

農林水産省経営局

【 改 正 履 歴 】

制定：平成17年４月１日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

改正：平成17年12月22日付け金監第3488号・17経営第5404号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成18年４月５日付け金監第835号・18経営第28号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成18年９月29日付け金監第2268号・18経営第3913号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成18年12月27日付け金監第2870号・18経営第5754号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成19年３月30日付け金監第866号・18経営第7898号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成19年５月15日付け金監第1174号・19経営第737号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成19年10月１日付け金監第2505号・19経営第3937号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年４月11日付け金監第1093号・20経営第38号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年６月13日付け金監第1379号・20経営第989号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年８月11日付け金監第2094号・20経営第2735号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年11月13日付け金監第2939号・20経営第4420号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年12月17日付け金監第3297号・20経営第5398号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年４月28日付け金監第972号・21経営第468号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年９月４日付け金監第1729号・21経営第2690号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年９月30日付け金監第2564号・21経営第3375号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年12月４日付け金監第3230号・21経営第4475号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成22年３月４日付け金監第521号・21経営第6473号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成22年４月16日付け金監第1039号・21経営第7196号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成22年６月４日付け金監第1382号・22経営第1178号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成22年６月18日付け金監第1594号・22経営第1507号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成23年７月27日付け金監第1807号・23経営第1341号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成23年８月22日付け金監第1934号・23経営第1534号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成23年11月８日付け金監第2509号・23経営第2140号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成23年12月28日付け金監第3006号・23経営第2642号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成24年３月29日付け金監第785号・23経営第3582号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成24年４月27日付け金監第1120号・24経営第263号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成24年８月７日付け金監第1968号・24経営第1506号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成24年11月９日付け金監第2547号・24経営第2243号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成24年12月27日付け金監第3018号・24経営第2697号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成25年３月８日付け金監第479号・24経営第3406号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成25年３月29日付け金監第790号・24経営第3731号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成25年８月２日付け金監第1754号・25経営第1427号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成25年11月22日付け金監第2480号・25経営第2228号金融庁監督局長・農林水産省経

営局長通知
平成26年１月31日付け金監第167号・25経営第3044号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成26年２月18日付け金監第180号・25経営第3145号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成26年３月31日付け金監第698号・25経営第3799号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成26年６月２日付け金監第1106号・26経営第793号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成26年６月４日付け金監第1152号・25経営第3800号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成26年７月31日付け金監第1301号・26経営第1273号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成26年12月１日付け金監第2809号・26経営第2167号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成27年３月27日付け金監第995号・26経営第3293号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成27年３月30日付け金監第987号・26経営第3443号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成27年４月30日付け金監第1286号・金監第1332号・金監第1351号・27経営第369号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成27年11月26日付け金監第3556号・27経営第2051号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成28年３月１日付け金監第507号・27経営第2895号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成28年３月31日付け金監第781号・金監第961号・27経営第3423号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成28年４月28日付け金監第1201号・28経営第326号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成28年６月３日付け金監第1527号・28経営第528号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成28年７月27日付け金監第2071号・28経営第1126号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
平成28年９月９日付け金監第2318号・28経営第1367号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年３月24日付け金監第690号・28経営第3100号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年３月31日付け金監第826号・28経営第3139号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年５月30日付け金監第1325号・29経営第658号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年12月11日付け金監第2912号・29経営第2033号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年２月14日付け金監第147号・29経営第3036号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年３月14日付け金監第360号・29経営第3124号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年３月30日付け金監第888号・29経営第3522号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年11月20日付け金監督第1130号・30経営第1669号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成31年２月７日付け金監督第323号・30経営第2394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成31年３月22日付け金監督第834号・金監督第1459号・30経営第1811号・30経営第2948号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成31年４月22日付け金監督第1461号・31経営第227号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和元年８月22日付け金監督第2728号・元経営第932号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和元年11月21日付け金監督第5786号・元経営第1712号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和元年12月12日付け金監督第5825号・元経営第1940号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和２年３月４日付け金監督第487号・元経営第2745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和２年３月31日付け金監督第828号・元経営第2775号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和２年３月31日付け金監督第708号・元経営第3218号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和２年４月３日付け金監督第712号・元経営第3219号金融庁監督局長・農林水産省経

営局長通知
令和２年６月２日付け金監督第1253号・２経営第651号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和２年６月30日付け金監督第1411号・２経営第745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和２年８月７日付け金監督第1858号・２経営第1263号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和２年10月７日付け金監督第2263号・２経営第1582号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和２年10月７日付け金監督第2264号・２経営第1650号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和２年12月25日付け金監督第2825号・２経営第2405号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年２月５日付け金監督第161号・２経営第2724号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年２月26日付け金監督第311号・２経営第2947号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年３月31日付け金監督第574号・２経営第3264号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年３月31日付け金監督第638号・２経営第3444号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年７月２日付け金監督第1531号・３経営第1010号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年７月９日付け金監督第1444号・３経営第970号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年８月20日付け金監督第1797号・３経営第1334号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年10月22日付け金監督第2430号・３経営第1752号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年11月10日付け金監督第2577号・３経営第1892号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和３年12月24日付け金監督第2963号・３経営第2306号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和４年３月24日付け金監督第694号・３経営第3101号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和４年３月31日付け金監督第701号・３経営第3161号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和４年６月10日付け金監督第1345号・４経営第715号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和４年11月１日付け金監督第2679号・４経営第1718号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和４年11月30日付け金監督第2994号・４経営第1906号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和４年12月23日付け金監督第3291号・４経営第2209号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和５年１月18日付け金監督第74号・４経営第2318号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和５年１月27日付け金監督第75号・４経営第2395号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和５年６月30日付け金監督第1783号・５経営第884号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和５年11月27日付け金監督第3007号・５経営第1882号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年１月31日付け金監督第207号・５経営第2490号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年１月31日付け金監督第229号・５経営第2493号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年３月８日付け金監督第566号・５経営第2893号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年３月22日付け金監督第666号・５経営第2916号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年３月27日付け金監督第862号・５経営第3122号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年３月29日付け金監督第800号・５経営第3015号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年３月29日付け金監督第801号・５経営第3016号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年３月29日付け金監督第812号・５経営第3134号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年５月17日付け金監督第1340号・６経営第350号金融庁監督局長・農林水産省経

営局長通知
令和６年５月17日付け金監督第1341号・６経営第349号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年７月10日付け金監督第1966号・６経営第890号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年７月10日付け金監督第1979号・６経営第899号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年８月30日付け金監督第2522号・６経営第1259号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年10月４日付け金監督第2860号・６経営第1517号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年10月30日付け金監督第3052号・６経営第1564号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年11月29日付け金監督第3176号・６経営第1774号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和６年12月16日付け金監督第3445号・６経営第2008号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和７年２月７日付け金監督第318号・６経営第2371号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和７年３月７日付け金監督第610号・６経営第2776号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和７年３月31日付け金監督第915号・６経営第3102号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和７年５月30日付け金監督第1451号・７経営第394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和７年５月30日付け金監督第1638号・７経営第651号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和７年10月１日付け金監督第2882号・７経営第1581号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和８年２月10日付け金監督第339号・７経営第2408号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和８年２月17日付け金監督第41号・７経営第2220号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知
令和８年２月20日付け金監督第387号・７経営第2544号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年２月27日付け金監督第423号・７経営第2594号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年３月31日付け金監督第816号・７経営第2920号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年５月22日付け金監督第1366号・８経営第507号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年６月12日付け金監督第1535号・８経営第755号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年６月24日付け金監督第1819号・８経営第806号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年６月30日付け金監督第1857号・８経営第832号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年７月９日付け金監督第1918号・８経営第938号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年７月23日付け金監督第2082号・８経営第1009号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年８月17日付け金銀証第50号・８経営第833号金融庁銀行・証券監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年９月18日付け金銀証第581号・８経営第1420号金融庁銀行・証券監督局長・農林水産省経営局長通知

令和８年11月６日付け金銀証第1061号・８経営第1749号金融庁銀行・証券監督局長・農林水産省経営局長通知

附　則〔平成17年12月22日付け金監第3488号・17経営第5404号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 17 年 12 月 22 日から適用する。ただし、「Ⅱ－３－１－１　不祥事件に対する監督上の対応【共通】（別紙様式３－１６を含む。）」の変更については、平成 18 年４月１日から適用する。

（経過措置）

第２条　この規定による変更後の「Ⅱ－３－１－１　不祥事件に対する監督上の対応【共通】（別紙様式３－16 を含む。）」については、平成 18 年４月１日以後に系統金融機関が不祥事件の発生を知ったものについて適用し、平成 18 年３月 31 日以前に系統金融機関が不祥事件の発生を知ったものについては、なお従前の例による。

附　則〔平成24年８月７日付け金監第1968号・24経営第1506号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 25 年３月 31 日から適用する（「Ⅱ－２－４　信用リスク」の変更については、農中に対してのみ適用する。）。ただし、「Ⅲ－４－８　子会社等【共通】」の変更については、平成 24 年８月７日から適用する。

附　則〔平成24年12月27日付け金監第3018号・24経営第2697号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 25 年４月１日から適用する。ただし、「Ⅱ－８　障がい者等に配慮した金融サービスの提供」の変更については、平成 24 年 12 月 27 日から適用する。

附　則〔平成25年３月８日付け金監第479号・24経営第3406号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 25 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成25年３月29日付け金監第790号・24経営第3731号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 25 年４月１日から適用する。ただし、「Ⅱ－２　財務の健全性等」「Ⅲ－４－10－４－４　自己資本の充実の状況等の開示」の変更については、平成 25 年３月 31 日から適用する（Ⅱ－２に係る変更については、農中に対してのみ適用する。）。「Ⅲ－４－10－４－２　記載項目についての留意事項」の変更については、平成 25 年３月 31 日以降に終了する事業年度に係る説明書類について適用する。

附　則〔平成25年11月22日付け金監第2480号・25経営第2228号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 26 年３月 31 日から適用する。ただし、農中に対しては、平成 25 年 11 月 22 日より適用する。

附　則〔平成26年1月31日付け金監第167号・25経営第3044号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 26 年２月１日から適用する。

附　則〔平成26年2月18日付け金監第180号・25経営第3145号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 26 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成26年３月31日付け金監第698号・25経営第3799号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この規定による変更は、平成 26 年４月１日から適用する。ただし、別紙様式５－１、別紙様式５－３及び別紙様式５－７の変更については、平成 26 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成27年３月27日付け金監第995号・26経営第3293号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 27 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成27年３月30日付け金監第987号・26経営第3443号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 27 年３月 31 日から適用する。ただし、流動性に係る経営の健全性の状況の開示の項目（Ⅲ－４－10－４－６）については、平成 27 年６月 30 日から適用する。

附　則〔平成27年11月26日付け金監第3556号・27経営第2051号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 28 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成28年３月31日付け金監第781号・金監第961号・27経営第3423号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

（施行日）

第１条　この通知の改正は、平成 28 年４月１日から適用する。ただし、非清算店頭デリバディブ取引に係る事項（Ⅱ－２－４－２－(14)）については、平成 29 年３月１日から適用する。

（経過措置）

第２条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 10 条に規定する存続中央会（以下「存続中央会」という。）については、この通知による改正前の監督指針の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第 27 条第１項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第 12 条の規定による組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有するものとする。

附　則〔平成28年4月28日付け金監第1201号・28経営第326号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 28 年４月 29 日から適用する。

附　則〔平成28年7月27日付け金監第2071号・28経営第1126号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 28 年 10 月１日から適用する。

附　則〔平成29年3月24日付け金監第690号・28経営第3100号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 29 年４月１日から適用する。

附　則〔平成29年3月31日付け金監第826号・28経営第3139号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 29 年４月１日から適用する。

附　則〔平成29年12月11日付け金監第2912号・29経営第2033号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成30年３月14日付け金監第360号・29経営第3124号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成30年３月30日付け金監第888号・29経営第3522号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用する。

附　則〔平成30年11月20日付け金監督第1130号・30経営第1669号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 30 年 11 月 20 日から適用する。

附　則〔平成31年２月７日付け金監督第323号・30経営第2394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 31 年２月７日から適用する。

附　則〔平成31年３月22日付け金監督第834号・金監督第1459号・30経営第1811号・30経営第2948号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 31 年３月 31 日から適用する。但し、Ⅲ－４－７－２（１）の改正は、平成 31 年９月 30 日より適用する。

附　則〔平成31年４月22日付け金監督第1461号・31経営第227号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、平成 31 年４月 22 日から適用する。

附　則〔令和元年８月22日付け金監督第2728号・元経営第932号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和元年８月 22 日から適用する。

附　則〔令和元年11月21日付け金監督第5786号・元経営第1712号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年４月１日から適用する。

附　則〔令和２年３月４日付け金監督第487号・元経営第2745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年３月４日から適用する。

附　則〔令和２年３月31日付け金監督第828号・元経営第2775号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和２年３月31日付け金監督第708号・元経営第3218号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正について、収益性等に関する事項（Ⅱ－２－３）、別紙様式の自己資本比率に関する事項（別紙様式５－１、５－３及び５－７）、別紙様式の子会社に関する事項（別紙様式３－１２、３－１３及び３－２１）の改正は、令和２年３月 31 日から適用する。その他の改正は、令和２年４月１日から適用する。

附　則〔令和２年４月３日付け金監督第712号・元経営第3219号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年５月１日から適用する。

附　則〔令和２年６月２日付け金監督第1253号・２経営第651号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年６月２日から適用する。

附　則〔令和２年６月30日付け金監督第1411号・２経営第745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年６月 30 日から適用する。

附　則〔令和２年８月７日付け金監督第1858号・２経営第1263号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和２年８月 14 日から適用する。

附　則〔令和２年10月７日付け金監督第2263号・２経営第1582号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和２年 10 月７日から適用する。

附　則〔令和２年10月７日付け金監督第2264号・２経営第1650号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和２年 10 月７日から適用する。

附　則〔令和２年12月25日付け金監督第2825号・２経営第2405号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和２年 12 月 25 日から適用する。

附　則〔令和３年２月５日付け金監督第161号・２経営第2724号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和４年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和３年２月26日付け金監督第311号・２経営第2947号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年２月 26 日から適用する。

附　則〔令和３年３月31日付け金監督第574号・２経営第3264号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和３年３月31日付け金監督第638号・２経営第3444号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和３年７月２日付け金監督第1531号・３経営第1010号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年 11 月１日から適用する。

附　則〔令和３年７月９日付け金監督第1444号・３経営第970号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年７月 21 日から適用する。

附　則〔令和３年８月20日付け金監督第1797号・３経営第1334号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年８月 20 日から適用する。

附　則〔令和３年10月22日付け金監督第2430号・３経営第1752号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年 10 月 22 日から適用する。

附　則〔令和３年11月10日付け金監督第2577号・３経営第1892号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和３年 11 月 22 日から適用する。

附　則〔令和３年12月24日付け金監督第2963号・３経営第2306号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和４年１月１日から適用する。

附　則〔令和４年３月24日付け金監督第694号・３経営第3101号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和４年４月１日から適用する。

附　則〔令和４年３月31日付け金監督第701号・３経営第3161号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和４年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和４年６月10日付け金監督第1345号・４経営第715号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和４年６月 10 日から適用する。

附　則〔令和４年11月１日付け金監督第2679号・４経営第1718号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和５年４月１日から適用する。

附　則〔令和４年12月23日付け金監督第3291号・４経営第2209号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和５年４月１日から適用する。

附　則〔令和５年１月18日付け金監督第74号・４経営第2318号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和５年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和５年１月27日付け金監督第75号・４経営第2395号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和５年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和５年６月30日付け金監督第1783号・５経営第884号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和５年７月１日から適用する。

附　則〔令和５年11月27日付け金監督第3007号・５経営第1882号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和５年 11 月 27 日から適用する。

附　則〔令和６年１月31日付け金監督第207号・５経営第2490号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年４月１日から適用する。

附　則〔令和６年３月８日付け金監督第566号・５経営第2893号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和６年３月22日付け金監督第666号・５経営第2916号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和６年３月27日付け金監督第862号・５経営第3122号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年４月１日から適用する。

附　則〔令和６年３月29日付け金監督第800号・５経営第3015号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年４月１日から適用する。

附　則〔令和６年３月29日付け金監督第801号・５経営第3016号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年４月１日から適用する。

附　則〔令和６年３月29日付け金監督第812号・５経営第3134号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年４月１日から適用する。

附　則〔令和６年５月17日付け金監督第1340号・６経営第350号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年５月 18 日から適用する。

附　則〔令和６年５月17日付け金監督第1341号・６経営第349号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年５月 18 日から適用する。

附　則〔令和６年７月10日付け金監督第1966号・６経営第890号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年７月 10 日から適用する。

附　則〔令和６年７月10日付け金監督第1979号・６経営第899号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年３月 31 日から適用する。ただし、別紙様式５－７のうち「（付

表７）証券化エクスポージャー関連内訳表」の変更については、令和６年７月 10 日から適用する。

附　則〔令和６年８月30日付け金監督第2522号・６経営第1259号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年 10 月１日から適用する。

附　則〔令和６年10月４日付け金監督第2860号・６経営第1517号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年 10 月４日から適用する。

附　則〔令和６年10月30日付け金監督第3052号・６経営第1564号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年 11 月１日から適用する。

附　則〔令和６年11月29日付け金監督第3176号・６経営第1774号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和６年 11 月 30 日から適用する。

附　則〔令和６年12月16日付け金監督第3445号・６経営第2008号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年１月６日から適用する。

附　則〔令和７年２月７日付け金監督第318号・６経営第2371号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年４月１日から適用する。

附　則〔令和７年３月７日付け金監督第610号・６経営第2776号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年３月７日から適用する。

附　則〔令和７年３月31日付け金監督第915号・６経営第3102号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年３月 31 日から適用する。

附　則〔令和７年５月30日付け金監督第1451号・７経営第394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年６月１日から適用する。

附　則〔令和７年５月30日付け金監督第1638号・７経営第651号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年５月 30 日から適用する。

附　則〔令和７年10月1日付け金監督第2882号・７経営第1581号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和７年 10 月１日から適用する。

附　則〔令和８年２月10日付け金監督第339号・７経営第2408号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和８年２月 10 日から適用する。

附　則〔令和８年２月17日付け金監督第41号・７経営第2220号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和９年４月１日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。ただし、令和７年４月１日以後に開始する事業年度に係る決算速報（仮決算速報を含む。以下同じ。）については、改正後の決算速報を適用することができる。

附　則〔令和８年２月20日付け金監督第387号・７経営第2544号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和８年２月 20 日から適用する。

附　則〔令和８年２月27日付け金監督第423号・７経営第2594号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和８年２月 27 日から適用する。

附　則〔令和８年３月31日付け金監督第816号・７経営第2920号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年４月１日から適用する。

附　則〔令和８年５月22日付け金監督第1366号・８経営第507号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年６月１日から適用する。

附　則〔令和８年６月12日付け金監督第1535号・８経営第755号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年６月 15 日から適用する。

附　則〔令和８年６月24日付け金監督第1819号・８経営第806号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年６月 25 日から適用する。

附　則〔令和８年６月30日付け金監督第1857号・８経営第832号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年７月１日から適用する。

附　則〔令和８年７月９日付け金監督第1918号・８経営第938号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年７月９日から適用する。ただし、Ⅱ－２－７－２（３）②、Ⅲ－４－９（２）④及びⅢ－４－10－４－３（３）（注３）のうち早期事業再生法に係る事項については令和８年 12 月 11 日から適用する。

附　則〔令和８年７月23日付け金監督第2082号・８経営第1009号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年８月３日から適用する。

附　則〔令和８年８月17日付け金銀証第50号・８経営第833号金融庁銀行・証券監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年８月 17 日から適用する。

附　則〔令和８年９月18日付け金銀証第581号・８経営第1420号金融庁銀行・証券監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年 10 月１日から適用する。

附　則〔令和８年11月６日付け金銀証第1061号・８経営第1749号金融庁銀行・証券監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和８年 11 月６日から適用する。

○　略語とその定義一覧

略　　語	定　　義
農協	信用事業を行う農業協同組合
信連	信用農業協同組合連合会
農中	農林中央金庫
系統金融機関	信用事業を行う農業協同組合及び信用農業協同組合連合会並びに農林中央金庫
組合	信用事業を行う農業協同組合及び信用農業協同組合連合会
特定承継会社	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第26条第1項に規定する特定承継会社
経営管理委員設置組合	農業協同組合法第30条の２第５項に規定する経営管理委員設置組合
経営管理委員未設置組合	経営管理委員を置かない組合
貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構
農業者等	地域の農林水産業者、中小企業者及び個人
農協法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
農協法施行令	農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）
信用事業命令	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第１号）
農協法区分命令	農業協同組合法第94条の２第３項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第13号）
農協法自己資本比率告示	農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第２号）
農協法自己資本開示告示	農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年３月23日金融庁・農林水産省告示第４号）
農中法	農林中央金庫法（平成13年法律第93号）
農中法施行令	農林中央金庫法施行令（平成13年政令第285号）
農中法施行規則	農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）
農中法区分命令	農林中央金庫法第85条第２項に規定する区分等を定める命令（平成13年内閣府・財務省・農林水産省令第３号）

略　　語	定　　義
農中法自己資本比率告示	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第４号）
農中法自己資本開示告示	農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年３月23日金融庁・農林水産省告示第６号）
再編強化法	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成８年法律第118号）
再編強化法施行規則	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成９年大蔵・農林水産省令第１号）
貯保法	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
準用銀行法	農協法第92条の４、農中法第95条の４又は再編強化法第42条第５項において読み替えて準用する銀行法（ただし、Ⅵにあっては、農協法第92条の５の９又は農中法第95条の５の10において読み替えて準用する銀行法とする。）
信用事業事務ガイドライン	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する監督等に当たっての留意事項について（平成 10年６月17日付け10農経Ａ第873号大蔵省銀行局長・農林水産省経済局長通知）
農中事務ガイドライン	金融監督等に当たっての留意事項について（農林中央金庫関係）（平成10年６月17日付け10農経Ａ第863号大蔵省銀行局長・農林水産省経済局長通知）
行政庁	①　信連及び農中にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官 ②　農協にあっては、都道府県知事
当局	①　農協にあっては、都道府県農協金融監督部局 ②　信連にあっては、地方農政局経営・事業支援部経営支援課（北海道信連にあっては、農林水産省経営局金融調整課）及び財務局（福岡財務支局を含む。）理財部金融監督第二課 ③　農中にあっては、農林水産省経営局金融調整課及び金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室
経由部局	①　信連にあっては、地方農政局長（北海道信連にあっては農林水産大臣）及び財務事務所長又は財務局長（福岡財務支局長を含む。）

	②　農協にあっては、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）
農政局	地方農政局
農政局長	地方農政局長
財務局	財務局（福岡財務支局を含む。）
財務局長	財務局長（福岡財務支局長を含む。）
知事	都道府県知事

・　本監督指針は、農協系統金融機関である信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び農林中央金庫のすべてを対象としている。

・　なお、信連、農協、農中によって取扱いが異なり、書き分けが必要な項目については、それぞれごとに記載している項目があることに留意されたい。

（　各項目の最後に、【共通】、【信連】、【農協】、【組合】、【農中】、【信連・農中】と対象を記載しているので参考とされたい。
　また、文中の略語によっても、対象が限定されることがあることに注意されたい。（「信連」、「農協」、「組合」、「農中」、「信連・農中」との書き分け。）　）

・　さらに、【共通】としている項目の中の一部分のうち、一部の団体のみにしか適用されないことが明らかなもので、記載していても他の団体に影響が及ばないものについては、煩雑となることをさけるため、書き分けをしていないものがある。
　その場合、その一部分について該当する団体と該当しない団体があることに留意されたい。

目　　次

ページ

Ⅰ　基本的考え方

Ⅰ－１　系統金融の監督に関する基本的考え方【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅰ－２　監督部局の役割と監督事務の基本的考え方

Ⅰ－２－１　監督部局の役割【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
Ⅰ－２－２　監督事務の基本的考え方【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅰ－３　監督指針策定の趣旨

Ⅰ－３－１　監督指針策定の経緯【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
Ⅰ－３－２　監督指針策定の趣旨【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
Ⅰ－３－３　監督指針の位置付け【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
Ⅰ－３－４　その他の監督指針等との関係
Ⅰ－３－４－１　「信用事業検査の手引き」との関係【農協】・・・・・・・・・・５

Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目

Ⅱ－１　経営管理（ガバナンス）

Ⅱ－１－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
Ⅱ－１－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
Ⅱ－１－２－１　組合に係る主な着眼点【組合】・・・・・・・・・・・・・・・７
Ⅱ－１－２－２　農中に係る主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・１５
Ⅱ－１－３　監督手法【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
Ⅱ－１－４　監督上の対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅱ－２　財務の健全性等

Ⅱ－２－１　自己資本（早期是正措置）
Ⅱ－２－１－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
Ⅱ－２－１－２　監督手法・対応
Ⅱ－２－１－２－１　組合【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
Ⅱ－２－１－２－２　農中【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
Ⅱ－２－１－３　農協法区分命令第２条第１項及び第４条第１項並びに
農中法区分命令第２条第１項に規定する合理性の判断
基準【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
Ⅱ－２－１－４　命令区分の根拠となる自己資本比率【共通】・・・・・・・・２７
Ⅱ－２－１－５　計画の進捗状況の報告等
Ⅱ－２－１－５－１　組合【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
Ⅱ－２－１－５－２　農中【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
Ⅱ－２－１－６　農協法区分命令第２条第２項及び第４条第２項並びに
農中法区分命令第２条第２項に掲げる資産の評価基準

Ⅱ－２－１－６－１　組合【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
Ⅱ－２－１－６－２　農中【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
Ⅱ－２－１－７　その他【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
Ⅱ－２－１－８　外部流出制限措置【農中】
Ⅱ－２－１－８－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
Ⅱ－２－１－８－２　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
Ⅱ－２－１－８－３　計画の提出及び進捗状況の報告等・・・・・・・・・・・３４
Ⅱ－２－１－８－４　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
Ⅱ－２－２　統合的なリスク管理等
Ⅱ－２－２－１　統合的なリスク管理【組合】　・・・・・・・・・・・・・・・３４
Ⅱ－２－２－２　リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】・・・・・・・３５
Ⅱ－２－２－３　早期警戒制度【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
Ⅱ－２－３　収益性等
Ⅱ－２－３－１　持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】
Ⅱ－２－３－１－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
Ⅱ－２－３－１－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
Ⅱ－２－３－１－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
Ⅱ－２－３－２　収益性の改善【農中】
Ⅱ－２－３－２－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
Ⅱ－２－３－２－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
Ⅱ－２－３－２－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
Ⅱ－２－４　信用リスク
Ⅱ－２－４－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
Ⅱ－２－４－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
Ⅱ－２－４－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
Ⅱ－２－５　市場リスク
Ⅱ－２－５－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
Ⅱ－２－５－２　主な着眼点
Ⅱ－２－５－２－１　組合【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
Ⅱ－２－５－２－２　農中【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
Ⅱ－２－５－２－３　マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等【共通】【新規制導入先（令和５年金融庁・農林水産省告示第１号により自己資本比率を算出する農中又は令和６年金融庁・農林水産省告示第１号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】　・・・・・・・・・・・・・・・５６
Ⅱ－２－５－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
Ⅱ－２－６　流動性リスク
Ⅱ－２－６－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
Ⅱ－２－６－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
Ⅱ－２－６－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
Ⅱ－２－６－４　流動性比率規制【農中】
Ⅱ－２－６－４－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

Ⅱ－２－６－４－２　流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性
Ⅱ－２－６－４－２－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
Ⅱ－２－６－４－２－２　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
Ⅱ－２－６－４－２－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・６４
Ⅱ－２－６－４－３　流動性比率規制に関する監督上の措置・・・・・・・・６４
Ⅱ－２－６－４－３－１　監督手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
Ⅱ－２－６－４－３－２　監督上の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
Ⅱ－２－７　不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）
Ⅱ－２－７－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
Ⅱ－２－７－２　主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
Ⅱ－２－８　報酬体系の留意点等
Ⅱ－２－８－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
Ⅱ－２－８－２　主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
Ⅱ－２－８－３　監督手法・対応【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
Ⅱ－２－９　再建計画の策定等
Ⅱ－２－９－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
Ⅱ－２－９－２　着眼点と監督手法・対応【農中】・・・・・・・・・・・・・７２
Ⅱ－２－10　外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力を確保するための対応
Ⅱ－２－10－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
Ⅱ－２－10－２　主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
Ⅱ－２－10－３　監督手法・対応 【農中】 ・・・・・・・・・・・・・・・・７５
Ⅱ－２－11　リスク管理に係るデータの集計能力及び理事会等への報告に関する着眼点【農中】
Ⅱ－２－11－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
Ⅱ－２－11－２　着眼点と監督手法・対応【農中】・・・・・・・・・・・・・７６

Ⅱ－３　業務の適切性

Ⅱ－３－１　法令等遵守【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
Ⅱ－３－１－１　不祥事件に対する監督上の対応【共通】・ ・・・・・・・・７９
Ⅱ－３－１－２　役員による法令等違反行為への対応
Ⅱ－３－１－２－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
Ⅱ－３－１－２－２　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・８０
Ⅱ－３－１－３　組織犯罪等への対応
Ⅱ－３－１－３－１　取引時確認等の措置
Ⅱ－３－１－３－１－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
Ⅱ－３－１－３－１－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・８４
Ⅱ－３－１－３－１－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・８８
Ⅱ－３－１－３－２　偽造紙幣・硬貨等【共通】・・・・・・・・・・・・・・８８
Ⅱ－３－１－４　反社会的勢力による被害の防止
Ⅱ－３－１－４－１　意義【共通】・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
Ⅱ－３－１－４－２　主な着眼点【共通】・ ・・・・・・・・・・・・・・・・９０
Ⅱ－３－１－４－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・９２
Ⅱ－３－１－５　顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及

び利用環境の整備等に関する法律第２条）・・・・・・・・・・９２
Ⅱ－３－１－５－１　着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
Ⅱ－３－１－５－２　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・９２
Ⅱ－３－１－６　出資増強時における留意点【共通】・・・・・・・・・・９３
Ⅱ－３－１－６－１　着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
Ⅱ－３－１－６－２　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・９４
Ⅱ－３－１－７　不適切な取引等
Ⅱ－３－１－７－１　履行保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
Ⅱ－３－１－７－２　正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等
【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
Ⅱ－３－１－８　貸金庫サービスに関するコンプライアンス
Ⅱ－３－１－８－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
Ⅱ－３－１－８－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
Ⅱ－３－２　利用者保護等
Ⅱ－３－２－１　与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及び
デリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢
Ⅱ－３－２－１－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
Ⅱ－３－２－１－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・１００
Ⅱ－３－２－１－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・１１１
Ⅱ－３－２－２　利用者の誤認防止等
Ⅱ－３－２－２－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
Ⅱ－３－２－２－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・１１３
Ⅱ－３－２－２－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・１１５
Ⅱ－３－２－３　利用者等に関する情報管理態勢
Ⅱ－３－２－３－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
Ⅱ－３－２－３－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・１１６
Ⅱ－３－２－３－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・１１９
Ⅱ－３－２－４　外部委託
Ⅱ－３－２－４－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０
Ⅱ－３－２－４－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・１２０
Ⅱ－３－２－４－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・１２２
Ⅱ－３－２－５　預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢
Ⅱ－３－２－５－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３
Ⅱ－３－２－５－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・１２４
Ⅱ－３－２－５－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・１２８
Ⅱ－３－２－６　苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む）
Ⅱ－３－２－６－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
Ⅱ－３－２－６－２　苦情等対処に関する内部管理態勢の確立
Ⅱ－３－２－６－２－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１２９
Ⅱ－３－２－６－２－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・１２９
Ⅱ－３－２－６－３　金融 ADR 制度への対応
Ⅱ－３－２－６－３－１　指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）が存在する
場合

Ⅱ－３－２－６－３－１－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・１３２
Ⅱ－３－２－６－３－１－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・１３２
Ⅱ－３－２－６－３－２　指定 ADR 機関が存在しない場合
Ⅱ－３－２－６－３－２－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・１３４
Ⅱ－３－２－６－３－２－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・１３４
Ⅱ－３－２－６－４　各種書面への記載【共通】・・・・・・・・・・・・・１３７
Ⅱ－３－２－６－５　行政上の対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・１３７
Ⅱ－３－３ 事務リスク
Ⅱ－３－３－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
Ⅱ－３－３－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
Ⅱ－３－３－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
Ⅱ－３－４　システムリスク
Ⅱ－３－４－１　システムリスク
Ⅱ－３－４－１－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
Ⅱ－３－４－１－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
Ⅱ－３－４－１－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・１４５
Ⅱ－３－４－１－４　システム障害発生時等における留意点【共通】・・・１４７
Ⅱ－３－４－１－４－１　共同センター等に起因する障害発生時等における留意点【共通】・・・・・・・・・・・・１４７
Ⅱ－３－４－１－５　システム統合時における留意点【共通】・・・・・・１４８
Ⅱ－３－４－２　ＡＴＭシステムのセキュリティ対策
Ⅱ－３－４－２－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８
Ⅱ－３－４－２－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
Ⅱ－３－４―２－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・１５１
Ⅱ－３－４－３　金融機関相互のシステム・ネットワークの利用
Ⅱ－３－４－３－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２
Ⅱ－３－４－３－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１５２
Ⅱ－３－４―３－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・１５２
Ⅱ－３－５　インターネットバンキング
Ⅱ－３－５－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５３
Ⅱ－３－５－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５３
Ⅱ－３－５―３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
Ⅱ－３－６　外部の決済サービス事業者等との連携【共通】
Ⅱ－３－６－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５７
Ⅱ－３－６－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５７
Ⅱ－３－６－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６０
Ⅱ－３－７　システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
Ⅱ－３－７－１　意義
Ⅱ－３－７－１－１　システム統合リスク【共通】・・・・・・・・・・・１６０
Ⅱ－３－７－１－２　システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６１
Ⅱ－３－７－１－３　プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・１６１

Ⅱ－３－７－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２
Ⅱ－３－７－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
Ⅱ－３－８　海外業務管理
Ⅱ－３－８－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
Ⅱ－３－８－２　主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
Ⅱ－３－８－３　監督手法・対応【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０
Ⅱ－３－９　危機管理体制
Ⅱ－３－９－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０
Ⅱ－３－９－２　平時における対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・１７１
Ⅱ－３－９－３　危機発生時における対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・１７２
Ⅱ－３－９－４　事態の沈静化後における対応【共通】・・・・・・・・・・・・１７３
Ⅱ－３－９－５　風評に関する危機管理体制【共通】・・・・・・・・・・・・・１７３

Ⅱ－４　金融仲介機能の発揮

Ⅱ－４－１　基本的役割【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７５
Ⅱ－４－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
Ⅱ―４－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７７

Ⅱ－５　地域密着型金融の促進

Ⅱ－５－１　経緯【共通】
Ⅱ－５－１－１　農中における農業金融の促進【農中】・・・・・・・・・・・１７８
Ⅱ－５－２　基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）【共通】・・１７９
Ⅱ－５－２－１　農業者等に対するコンサルティング機能の発揮【共通】・・１８０
Ⅱ－５－２－２　農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
Ⅱ－５－２－３　農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信【共通】・１８５
Ⅱ－５－２－４　留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８６
Ⅱ－５－２－４－１　農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援の一層の強化【共通】・・・・・・・・・・・・・・１８６
Ⅱ－５－２－４－２　担い手の経営のライフステージに応じた支援の一層の強化【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８７
Ⅱ－５－２－４－３　経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底【共通】・・・・・・・・・１８８
Ⅱ－５－２－４－４　農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献【共通】・・・・・・・・・・・・１８９
Ⅱ－５－３　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０
Ⅱ－５－４　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３

Ⅱ－６　将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組

Ⅱ－６－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９５
Ⅱ－６－２　成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的考え方【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９５
Ⅱ－６－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９６

Ⅱ－７　消費者向け貸付けを行う際の留意点

Ⅱ－７－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７
Ⅱ－７－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７
Ⅱ－７－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９８

Ⅱ－８　障がい者等に配慮した金融サービスの提供

Ⅱ－８－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００
Ⅱ－８－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００
Ⅱ－８－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０３

Ⅱ－９　ＣＳＲについての情報開示等

Ⅱ－９－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４
Ⅱ－９－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４
Ⅱ－９－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０５

Ⅱ－10　経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等

Ⅱ－10－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６
Ⅱ－10－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６
Ⅱ－10－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８

Ⅱ－11　経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

Ⅱ－11－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０９
Ⅱ－11－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０９
Ⅱ－11－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２

Ⅱ－12　金融面における自己改革の実行、継続及び強化

Ⅱ－12－１　自己改革の実行、継続及び強化【共通】・・・・・・・・・・・・２１３
Ⅱ－12－２　自己改革実践サイクルの構築【共通】
Ⅱ－12－２－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１４
Ⅱ－12－２－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１４
Ⅱ－12－２－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・２１５

Ⅱ－13　地域における利用者サービスの維持・確保に向けた取組

Ⅱ－13－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１６
Ⅱ－13－２　基本的な考え方【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１６
Ⅱ－13－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１６

Ⅲ　系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－１　一般的な事務処理

Ⅲ－１－１　監督事務の流れ

Ⅲ－１－１－１　一般的な監督事務の流れ【共通】・・・・・・・・・・・・・２１７
Ⅲ－１－１－２　主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール【共通】２１８
Ⅲ－１－２　監督部局間における連携【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・２２３
Ⅲ－１－３　検査部局等との連携【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２３
Ⅲ－１－３－１　検査・監督連携会議の開催【共通】・・・・・・・・・・・・・２２３
Ⅲ－１－３－２　検査部局による検査着手前【共通】・・・・・・・・・・・・・２２４
Ⅲ－１－３－３　検査部局による検査結果通知後【共通】・・・・・・・・・・・２２５
Ⅲ－１－３－４　貯金保険機構が行う検査との連携【共通】・・・・・・・・・・２２８
Ⅲ－１－３－５　預金保険機構が行う検査との連携【共通】・・・・・・・・・・２２９
Ⅲ－１－４　個別系統金融機関に関する行政報告等【共通】・・・・・・・・・・２３０
Ⅲ－１－５　系統金融機関が提出する申請書等における記載上の留意点【共通】２３３
Ⅲ－１－６　災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震
対策特別措置法関係）【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３３

Ⅲ－２　系統金融機関に関する苦情・情報提供等

Ⅲ－２－１　相談・苦情等を受けた場合の対応【共通】・・・・・・・・・・・・２３７
Ⅲ－２－２　金融サービス利用者相談室との連携【共通】・・・・・・・・・・・２３７
Ⅲ－２－３　金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる
貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対
応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３８
Ⅲ－２－４　預貯金口座を利用した架空請求等預貯金口座の不正利用に
関する情報を受けた場合の対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・２３９

Ⅲ－３　法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ－３－１　照会を受ける内容の範囲【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・２４０
Ⅲ－３－２　照会に対する回答方法【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・２４０
Ⅲ－３－３　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）【共通】・・・２４２

Ⅲ－４　農協法及び農中法等に係る事務処理

Ⅲ－４－１　事業拠点等の取扱い【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４５
Ⅲ－４－２　信用事業に係る事業の取扱い
Ⅲ－４－２－１　信連【信連】
Ⅲ－４－２－１－１　地域活性化等事業における留意点等・・・・・・・・２４５
Ⅲ－４－２－１－２　「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて・・・２４６
Ⅲ－４－２－２　農中【農中】
Ⅲ－４－２－２－１　地域活性化等業務における留意点等・・・・・・・・２４７
Ⅲ－４－２－２－２　「その他の付随業務」等の取扱い・・・・・・・・・２４８
Ⅲ－４－３　預貯金等の取扱い【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５０
Ⅲ－４－３－１　譲渡性預貯金（外国で発行されるものを除く。）【共通】・・２５０
Ⅲ－４－３－２　期間の定めのある預貯金【共通】・・・・・・・・・・・・・２５１
Ⅲ－４－３－３　期間の定めのない預貯金【共通】・・・・・・・・・・・・・２５１
Ⅲ－４－４　大口信用供与【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５１
Ⅲ－４－５　アームズ・レングス・ルール【共通】・・・・・・・・・・・・・・２５２
Ⅲ－４－６　自己資本の適切性・十分性

Ⅲ－４－６－１　主な着眼点
Ⅲ－４－６－１－１　経営管理委員、理事及び理事会【農中】・・・・・・２５３
Ⅲ－４－６－１－２　自己資本の充実度の評価【共通】・・・・・・・・・２５４
Ⅲ－４－６－１－３　十分な自己資本維持のための方策【農中】・・・・・２５６
Ⅲ－４－６－２　監督手法・対応
Ⅲ－４－６－２－１　オフサイト・モニタリング【農中】・・・・・・・・２５６
Ⅲ－４－６－２－２　資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認
Ⅲ－４－６－２－２－１　農中【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・２５６
Ⅲ－４－６－２－２－２　旧告示における資本調達手段としての適格性・２６０
Ⅲ－４－６－２－３　任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認　【共通】・・・・・・・・・・２６１
Ⅲ－４－６－２－４　自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】・・・２６２
Ⅲ－４－６－２－５　監督上の対応【農中】・・・・・・・・・・・・・・２６２
Ⅲ－４－６－２－６　他の金融機関向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック【共通】・・・・・・・・・・・・・２６２
Ⅲ－４－７　自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性
Ⅲ－４－７－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６４
Ⅲ－４－７－２　留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６４
Ⅲ－４－７－３　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・２６９
Ⅲ－４－８　子会社等【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７０
Ⅲ－４－８－１　子会社等の業務の範囲【共通】・・・・・・・・・・・・・２７２
Ⅲ－４－８－２　他の事業者等の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い【共通】・・・・・・・・・・２７６
Ⅲ－４－８－３　系統金融機関の貸出金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７６
Ⅲ－４－８－４　事業高度化等会社・一定の業務高度化等会社【信連・農中】２７７
Ⅲ－４－８－５　他業業務高度化等会社の取扱い【農中】・・・・・・・・・２７８
Ⅲ－４－８－６　農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う出資の取扱い【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・２８２
Ⅲ－４－８－７　他業業務高度化等社会のうち特定会社の取扱い　【農中】・・２８２
Ⅲ－４－８－８　農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】・・・・２８３
Ⅲ－４－８－９　信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】・・２８７
Ⅲ－４－８－10　子会社等に係るその他の留意事項【共通】・・・・・・・・２９１
Ⅲ－４－９　議決権の取得制限【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・２９１
Ⅲ－４－10　情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性
Ⅲ－４－10－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９２
Ⅲ－４－10－２　財務報告に係る内部統制【共通】・・・・・・・・・・・・２９３
Ⅲ－４－10－３　系統金融機関に求められる開示【共通】・・・・・・・・・２９３
Ⅲ－４－10－４　開示に当たっての留意事項
Ⅲ－４－10－４－１　重要性の原則の適用【共通】・・・・・・・・・・・・２９４
Ⅲ－４－10－４－２　記載項目についての留意事項【共通】・・・・・・・２９４
Ⅲ－４－10－４－３　農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分

【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９６
Ⅲ－４－10－４－４　自己資本の充実の状況等の開示
Ⅲ－４－10－４－４－１　組合（農協法施行規則第 204 条第１項第１号ホ(4)、第 205 条第１号ハ(3)及び第 207 条関係）【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・３０４
Ⅲ－４－10－４－４－２　農中（農中法施行規則第 112 条第５号ニ、第 113 条第３号ハ、第 116 条第１項及び第２項関係）【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・３１１
Ⅲ－４－10－４－５　報酬体系の開示（農中法施行規則第 112 条第６号、第 113 条第４号及び農協法施行規則第 207 条第２項関係）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１９
Ⅲ－４－10－４－６　流動性に係る経営の健全性の状況の開示（農中法施行規則第 112 条第５号ホ、第 113 条第３号ニ並びに第 116 条第１項及び第２項関係）【農中】・・・・・・３２３
Ⅲ－４－10－５　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２６
Ⅲ－４－10－６　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２７
Ⅲ－４－11　合併等【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２８
Ⅲ－４－12　利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】
Ⅲ－４－12－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２８
Ⅲ－４－12－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２９
Ⅲ－４－12－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３２
Ⅲ－４－13　農中に係る予備審査【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３２
Ⅲ－４－14　金融機能強化法に関する留意事項【信連・農中】・・・・・・・・３３３
Ⅲ－４－14－１　経営強化計画の記載事項に関する留意事項【信連・農中】・３３３
Ⅲ－４－14－２　株式等の引受け等の決定に関する留意事項【信連・農中】・３３５
Ⅲ－４－14－３　経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【信連・農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３７
Ⅲ－４－14－４　協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３９
Ⅲ－４－14－５　農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】・・・・・・・・・３３９
Ⅲ－４－14－６　特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保申込み充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４０
Ⅲ－４－14－７　優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】・・・３４１
Ⅲ－４－14－８　協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置等【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４３
Ⅲ－４－14－９　特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項【信連・農中】・・・・・・・・・３４８
Ⅲ－４－14－10　特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等　【信連・農中】・・３４９

Ⅲ－４－14－11　金融機能強化法第 34 条の９の 14 第１項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項 【農中】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５０
Ⅲ－４－14－12　金融機能強化法第 34 条の９の 14 第１項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の当該特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に係る留意事項 【農中】・・・・・・・・・・・・・・・３５０
Ⅲ－４－14－13　金融機能強化法第 34 条の９の 14 第１項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項 【農中】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５０
Ⅲ－４－14－14　金融機能強化法第 34 条の９の 14 第１項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項 【農中】 ・・・・・・・３５１
Ⅲ－４－14－15　金融機能強化法第 34 条の９の 14 第１項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置等 【農中】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・３５２
Ⅲ－４－14－16　申請金融機関等が提出する組織再編成等実施計画等の認定等に関する留意事項 【信連・農中】・・・・・・・・・・・３５３
Ⅲ－４－14－17　申請金融機関等が提出する共同化措置実施計画の認定等に関する留意事項 【信連】 ・・・・・・・・・・・・・・・・３５９
Ⅲ－４－15　再編強化法に関する留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・・３６３
Ⅲ－４－15－１　震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定に関する留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６３
Ⅲ－４－15－２　特別対象組合等に係る信用事業が改善した旨の認定に関する留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６４
Ⅲ－４－15－３　特別対象組合等に係る信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項【共通】・・・・・・・・３６４
Ⅲ－４－15－４　信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６６
Ⅲ－４－16　暗号資産に関する留意事項【共通】
Ⅲ－４－16－１　意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６７
Ⅲ－４－16－２　主な着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６７
Ⅲ－５　行政指導等を行う際の留意点等
Ⅲ－５－１ 行政指導等を行う際の留意点【共通】 ・・・・・・・・・・・・・・３６９
Ⅲ－５－２ 面談等を行う際の留意点【共通】 ・・・・・・・・・・・・・・・・３７０
Ⅲ－５－３ 連絡・相談手続【共通】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７１
Ⅲ－６　行政処分を行う際の留意点
Ⅲ－６－１　行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅲ－６－１－１　行政処分【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７２
Ⅲ－６－１－２　農協法第 94 条の２等に基づく業務改善命令の履行状況の
報告義務の解除【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７４
Ⅲ－６－２　行政手続法との関係等【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・３７５
Ⅲ－６－３　意見交換制度
Ⅲ－６－３－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７６
Ⅲ－６－３－２　監督手法・対応【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・３７６
Ⅲ－６－４　関係当局等との連携及び連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・３７６
Ⅲ－６－５　不利益処分の公表に関する考え方【共通】・・・・・・・・・・・３７７

Ⅳ　特定信用事業代理業

Ⅳ－１　意義【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７８

Ⅳ－２　基本的な考え方

Ⅳ－２－１　特定信用事業代理業制度導入の経緯とその趣旨【組合】・・・・・３７８
Ⅳ－２－２　所属組合を通じた監督【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・３７９

Ⅳ－３　特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理

Ⅳ－３－１　一般的な事務処理
Ⅳ－３－１－１　特定信用事業代理業者の監督に係る一般的な事務処理の
流れ【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８１
Ⅳ－３－１－２　所属組合を通じた監督上の対応【組合】・・・・・・・・・３８１
Ⅳ－３－１－３　監督部局間の連携【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・３８３
Ⅳ－３－１－４　管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部
委任【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８４
Ⅳ－３－１－５　行政報告【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８４
Ⅳ－３－１－６　監督指針の準用【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・３８４
Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理
Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点
Ⅳ－３－２－１－１　許可の要否【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・３８５
Ⅳ－３－２－１－２　許可申請書の受理に当たっての留意事項
Ⅳ－３－２－１－２－１　許可申請書の受理手続【組合】・・・・・・・３８７
Ⅳ－３－２－１－２－２　許可申請書の記載事項【組合】・・・・・・・３８７
Ⅳ－３－２－１－２－３　添付書類【組合】・・・・・・・・・・・・・３８８
Ⅳ－３－２－２　許可の審査に当たっての留意点【組合】・・・・・・・・・３９２
Ⅳ－３－２－２－１　財産的基礎に関する審査【組合】・・・・・・・・・３９２
Ⅳ－３－２－２－２　業務遂行能力に関する審査【組合】・・・・・・・・３９２
Ⅳ－３－２－２－３　社会的信用に関する審査【組合】・・・・・・・・・３９５
Ⅳ－３－２－２－４　他業の兼業に関する審査【組合】・・・・・・・・・３９５
Ⅳ－３－２－３　その他
Ⅳ－３－２－３－１　許可の場合の取扱い
Ⅳ－３－２－３－１－１　許可番号【組合】・・・・・・・・・・・・・３９９

Ⅳ－３－２－３－１－２　許可申請者への通知【組合】・・・・・・・・・３９９
Ⅳ－３－２－３－２　不許可の場合の取扱い【組合】・・・・・・・・・・・４００
Ⅳ－３－３　届出の受理に係る留意事項【組合】・・・・・・・・・・・・・・４００
Ⅳ－３－４　兼業承認申請に係る事務処理
Ⅳ－３－４－１　兼業承認に当たっての留意点
Ⅳ－３－４－１－１　兼業承認の要否【組合】・・・・・・・・・・・・・・４００
Ⅳ－３－４－１－２　兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項
【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４００
Ⅳ－３－４－２　兼業承認の審査に当たっての留意事項【組合】・・・・・・４００
Ⅳ－３－４－３　その他
Ⅳ－３－４－３－１　承認の場合の取扱い【組合】・・・・・・・・・・・・４０１
Ⅳ－３－４－３－２　不承認の場合の取扱い【組合】・・・・・・・・・・・４０１

Ⅳ－４　特定信用事業代理業者

Ⅳ－４－１　意義【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０２
Ⅳ－４－２　主な着眼点【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０２
Ⅳ－４－２－１　特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引等
【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０２
Ⅳ－４－２－２　法令等遵守（特に重要な事項）【組合】・・・・・・・・・４０４
Ⅳ－４－２－３　利用者保護のための情報提供・相談機能等【組合】・・・・４０４
Ⅳ－４－２－４　利用者保護ルール等【組合】・・・・・・・・・・・・・・４０５
Ⅳ－４－２－５　二以上の所属組合等から特定信用事業代理業等を受託する
場合の措置
Ⅳ－４－２－５－１　顧客に対する説明等（信用事業命令第 57 条の 13
及び第 57 条の 16）【組合】・・・・・・・・・・・・４０６
Ⅳ－４－２－５－２　顧客情報管理【組合】・・・・・・・・・・・・・・・４０６
Ⅳ－４－２－６　特定信用事業代理業再委託者による特定信用事業代理業
再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置
【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０６
Ⅳ－４－２－７　その他
Ⅳ－４－２－７－１　名義貸しの禁止【組合】・・・・・・・・・・・・・・４０７
Ⅳ－４－２－７－２　特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る
留意事項【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０７
Ⅳ－４－２－７－３　所属組合の説明書類等の縦覧【組合】・・・・・・・４０８

Ⅳ－５　所属組合

Ⅳ－５－１　意義【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１０
Ⅳ－５－２　主な着眼点【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１０
Ⅳ－５－２－１　特定信用事業代理業者の選定等に係る留意点【組合】・・・４１０
Ⅳ－５－２－２　所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を
確保するための措置（準用銀行法第 52 条の 58 及び信用事
業命令第 57 条の 29）【組合】・・・・・・・・・・・・・４１１

Ⅳ－５－２－３　特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項
【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１３

Ⅴ　農林中央金庫代理業

Ⅴ－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１４

Ⅴ－２　基本的な考え方

Ⅴ－２－１　農中代理業制度導入の経緯とその趣旨【農中】・・・・・・・・・４１４
Ⅴ－２－２　農中を通じた監督【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１５

Ⅴ－３　農中代理業者の監督に係る事務処理

Ⅴ－３－１　一般的な事務処理
Ⅴ－３－１－１　農中代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ
【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１７
Ⅴ－３－１－２　農中を通じた監督上の対応【農中】・・・・・・・・・・・・４１７
Ⅴ－３－１－３　監督部局間の連携【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・４１８
Ⅴ－３－１－４　監督指針の準用【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・４１８
Ⅴ－３－２　許可申請に係る事務処理
Ⅴ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点
Ⅴ－３－２－１－１　許可の要否【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・４１９
Ⅴ－３－２－１－２　許可申請書の受理に当たっての留意事項
Ⅴ－３－２－１－２－１　許可申請書の受理手続【農中】・・・・・・・４２１
Ⅴ－３－２－１－２－２　許可申請書の記載事項【農中】・・・・・・・４２１
Ⅴ－３－２－１－２－３　添付書類【農中】・・・・・・・・・・・・・４２２
Ⅴ－３－２－２　許可の審査に当たっての留意点【農中】・・・・・・・・・４２５
Ⅴ－３－２－２－１　財産的基礎に関する審査【農中】・・・・・・・・・４２６
Ⅴ－３－２－２－２　業務遂行能力に関する審査【農中】・・・・・・・・４２６
Ⅴ－３－２－２－３　社会的信用に関する審査【農中】・・・・・・・・・４２９
Ⅴ－３－２－２－４　他業の兼業に関する審査【農中】・・・・・・・・・４２９
Ⅴ－３－２－３　その他
Ⅴ－３－２－３－１　許可の場合の取扱い
Ⅴ－３－２－３－１－１　許可番号【農中】・・・・・・・・・・・・・４３２
Ⅴ－３－２－３－１－２　許可申請者への通知【農中】・・・・・・・・４３２
Ⅴ－３－２－３－２　不許可の場合の取扱い【農中】・・・・・・・・・・４３２
Ⅴ－３－３　届出の受理に係る留意事項【農中】・・・・・・・・・・・・・４３３
Ⅴ－３－４　兼業承認申請に係る事務処理
Ⅴ－３－４－１　兼業承認に当たっての留意点
Ⅴ－３－４－１－１　兼業承認の要否【農中】・・・・・・・・・・・・・４３３
Ⅴ－３－４－１－２　兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項
【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３３

Ⅴ－３－４－２　兼業承認の審査に当たっての留意事項【農中】・・・・・・４３３
Ⅴ－３－４－３　その他
Ⅴ－３－４－３－１　承認の場合の取扱い【農中】・・・・・・・・・・・４３４
Ⅴ－３－４－３－２　不承認の場合の取扱い【農中】・・・・・・・・・・４３４

Ⅴ－４　農中代理業者

Ⅴ－４－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３５
Ⅴ－４－２　主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３５
Ⅴ－４－２－１　農中代理業者の禁止行為、不適切な取引等【農中】・・・・４３５
Ⅴ－４－２－２　法令等遵守（特に重要な事項）【農中】・・・・・・・・・４３７
Ⅴ－４－２－３　利用者保護のための情報提供・相談機能等【農中】・・・・４３７
Ⅴ－４－２－４　利用者保護ルール等【農中】・・・・・・・・・・・・・・４３８
Ⅴ－４－２－５　農中のほか所属金融機関から農中代理業等を受託する場合の措置
Ⅴ－４－２－５－１　顧客に対する説明等（農中法施行規則第 129 条及び第 132 条の 46）【農中】・・・・・・・・・・・・・・４３８
Ⅴ－４－２－５－２　顧客情報管理【農中】・・・・・・・・・・・・・・・４３９
Ⅴ－４－２－６　農中代理業再委託者による農中代理業再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置【農中】・・・・・・・・・４３９
Ⅴ－４－２－７　その他
Ⅴ－４－２－７－１　名義貸しの禁止【農中】・・・・・・・・・・・・・・４４０
Ⅴ－４－２－７－２　農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４０
Ⅴ－４－２－７－３　農中の説明書類等の縦覧【農中】・・・・・・・・・・４４１

Ⅴ－５　農中（農中代理業の委託者としての農中）

Ⅴ－５－１　意義【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４２
Ⅴ－５－２　主な着眼点【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４２
Ⅴ－５－２－１　農中代理業者の選定等に係る留意点【農中】・・・・・・・４４２
Ⅴ－５－２－２　農中による農中代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（準用銀行法第 52 条の 58 及び農中法施行規則第 145 条）【農中】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４３
Ⅴ－５－２－３　農中代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【農中】・・・・４４５

Ⅵ　特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業

Ⅵ－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４６

Ⅵ－２　基本的な考え方

Ⅵ－２－１　系統金融機関電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方・４４６
Ⅵ－２－２　監督に係る事務処理の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・４４７

Ⅵ－３　システムリスク

Ⅵ－３－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４８
Ⅵ－３－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４９
Ⅵ－３－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５２

Ⅵ－４　利用者保護ルール等

Ⅵ－４－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５４
Ⅵ－４－２　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５５
Ⅵ－４－３　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５７

Ⅵ－５　不正取引に対する補償

Ⅵ－５－１　主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５７
Ⅵ－５－２　監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５８

Ⅶ　業務代理組合が行う代理業務

Ⅶ－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６０

Ⅶ－２　基本的な考え方

Ⅶ－２－１　代理店方式の適切な導入【共通】・・・・・・・・・・・・・４６０
Ⅶ－２－２　農中等を通じた監督【共通】・・・・・・・・・・・・・・・４６０

Ⅶ－３　業務代理組合の監督に係る事務処理

Ⅶ－３－１　一般的な事務処理
Ⅶ－３－１－１　業務代理組合の監督に係る一般的な事務処理の流れ
【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６２
Ⅶ－３－１－２　農中等を通じた監督上の対応【共通】・・・・・・・・・・４６２
Ⅶ－３－１－３　監督部局間の連携【共通】・・・・・・・・・・・・・・・４６３
Ⅶ－３－１－４　管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への
内部委任【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６３
Ⅶ－３－１－５　行政報告【信連】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６３
Ⅶ－３－１－６　監督指針の準用【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・４６４
Ⅶ－３－２　認可申請に係る事務処理

Ⅶ－３－２－１　認可申請に当たっての留意点
Ⅶ－３－２－１－１　認可の要否【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・４６４
Ⅶ－３－２－１－２　認可申請書の受理に当たっての留意事項
Ⅶ－３－２－１－２－１　認可申請書の受理手続【共通】・・・・・・・４６６
Ⅶ－３－２－１－２－２　認可申請書の記載事項【共通】・・・・・・・４６６

Ⅶ－３－２－１－２－３　添付書類【共通】・・・・・・・・・・・・・・４６６
Ⅶ－３－２－２　認可の審査に当たっての留意点【共通】・・・・・・・・・・４６９
Ⅶ－３－２－２－１　財産的基礎に関する審査【共通】・・・・・・・・・・４６９
Ⅶ－３－２－２－２　業務遂行能力に関する審査【共通】・・・・・・・・・４７０
Ⅶ－３－２－３　その他
Ⅶ－３－２－３－１　認可の場合の取扱
Ⅶ－３－２－３－１－１　認可番号【共通】・・・・・・・・・・・・・・４７３
Ⅶ－３－２－３－１－２　認可申請者への通知【共通】・・・・・・・・・４７４
Ⅶ－３－２－３－２　不認可の場合の取扱い【共通】・・・・・・・・・・４７４
Ⅶ－３－３　届出の受理に係る留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・４７４

Ⅶ－４　業務代理組合

Ⅶ－４－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７５
Ⅶ－４－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７５
Ⅶ－４－２－１　業務代理組合の禁止行為、不適切な取引等【共通】・・・・４７５
Ⅶ－４－２－２　法令等遵守（特に重要な事項）【共通】・・・・・・・・・４７７
Ⅶ－４－２－３　利用者保護のための情報提供・相談機能等【共通】・・・・４７７
Ⅶ－４－２－４　利用者保護ルール等【共通】・・・・・・・・・・・・・・４７８
Ⅶ－４－２－５　利用者に対する説明等（再編強化法施行規則第 11 条第３項第 22 号ハ・ニ及び第 23 号）【共通】・・・・・・・４７８
Ⅶ－４－２－６　顧客情報管理【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・４７９
Ⅶ－４－２－７　その他
Ⅶ－４－２－７－１　名義貸しの禁止【共通】・・・・・・・・・・・・・・４７９
Ⅶ－４－２－７－２　代理事業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７９
Ⅶ－４－２－７－３　農中等の説明書類等の縦覧【共通】・・・・・・・・・４８１

Ⅶ－５　農中等（代理事業の委託者としての農中等）

Ⅶ－５－１　意義【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８２
Ⅶ－５－２　主な着眼点【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８２
Ⅶ－５－２－１　農中等による業務代理組合の代理事業の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置（再編強化法施行規則第 11 条第３項第 38 号【共通】・・・・・・４８２
Ⅶ－５－２－２　業務代理組合の原簿の閲覧に係る留意事項【共通】・・・・４８５

Ⅷ　特定承継会社

Ⅷ－１　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８６

Ⅷ－２　特定承継会社への一部事業譲渡の認可審査に当たっての着眼点・・・・・・４８６

Ⅷ－３　農中と特定承継会社の合併等・・・・・・・・・・・・・・・・・４８６

Ⅷ－４　特定承継会社の監督に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８６

Ⅸ　系統金融機関関係その他の留意点

Ⅸ－１　指定組合及び特定農業協同組合【組合】　・・・・・・・・・・・・・４８８

Ⅸ－１－１　指定組合【組合】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８８
Ⅸ－１－２　特定農業協同組合について
Ⅸ－１－２－１　特定農業協同組合の承認等【農協】　・・・・・・・・４８８
Ⅸ－１－２－２　余裕金の運用限度の承認【組合】・・・・・・・・・・４９０

Ⅸ－２　業務報告書等の提出【信連】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９０

Ⅸ－２－１　事業計画書及び業務報告書【信連】　・・・・・・・・・・・４９０
Ⅸ－２－２　業務及び財産の状況に関する説明書類【信連】・・・・・・４９１
Ⅸ－２－３　決算速報及び仮決算速報【信連】・・・・・・・・・・・・・４９１
Ⅸ－２－４　書類の経由【組合】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９１

Ⅸ－３　信連と農中との合併等

Ⅸ－３－１　一部事業譲渡の認可審査に当たっての着眼点【信連･農中】　４９１
Ⅸ－３－２　農協が農中等に一部事業譲渡（貯金事業は全部事業譲渡）
した場合の定款変更認可に当たっての留意点【組合】　・・・・４９３

Ⅸ－４　余裕金運用【組合】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９３

Ⅸ－５　信用事業規程の承認【組合】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９４

Ⅸ－６　信託兼営系統金融機関関係

Ⅸ－６－１　議決権の取得制限 【共通】　・・・・・・・・・・・・・・・・４９５
Ⅸ－６－２　検査部局との連携【共通】　・・・・・・・・・・・・・・・・４９５

Ⅸ－７　株式会社日本政策金融公庫資金の取扱いについて【共通】・・・・４９５